

令和2年度 財政健全化法に基づく算定状況

はじめに

令和2年度決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による健全化判断比率及び第22条第2項の規定による資金不足比率に関して算定を行った。

1 健全化判断比率等の状況

(単位：%)

健全化判断比率				
年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費率	将来負担比率
令和2年度	—	—	9.8	58.9
令和元年度	—	—	9.5	77.6
平成30年度	—	—	8.3	64.7
平成29年度	—	—	8.1	59.3
平成28年度	—	—	8.3	49.6
平成27年度	—	—	10.0	63.5
平成26年度	—	—	11.9	78.0
平成25年度	—	—	13.7	91.2
平成24年度	—	—	13.7	78.9
平成23年度	—	—	13.3	73.4
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

*実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字の場合「—」で表示しています。

*実質公債費比率の数値は、3ヶ年平均。

(単位：%)

資金不足比率				
年度	水道事業会計	下水道事業会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
令和2年度	—	—		
令和元年度	—		—	—
平成30年度	—		—	—
平成29年度	—		—	—
平成28年度	—		—	—
平成27年度	—		—	—
平成26年度	—		—	—
平成25年度	—		—	—
平成24年度	—		—	—
平成23年度	—		—	—

*資金不足比率は、資金不足がない場合「—」で表示しています。

*令和2年度より「公共下水道事業特別会計」及び「農業集落排水事業特別会計」は、下水道事業会計へ移行しました。

2 健全化判断比率等算定（令和2年度）

実質公債費比率の構成要素

(単位:千円)

負債				
一般会計の起債償還に充当した一般財源	上下水道事業の起債償還のうち一般会計が負担した額	伊南行政組合・上伊那広域連合の起債のうち一般会計が負担した額	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金利子(基金の繰替運用除く)
462,559	295,355	41,849	12,576	

災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
292,978	238,332

単年度	平成30年度	9.4
	令和元年度	10.7
	令和2年度	9.5

9.47

標準財政規模(税収入・地方交付税・臨時財政対策債)
3,499,326

災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
292,978	238,332

9.8

将来負担比率の構成要素

(単位:千円)

将来負担額							
一般会計の起債の残高	債務負担行為に基づく支出予定額	上下水道の起債償還のうち一般会計が負担する見込みのもの	伊南行政組合・上伊那広域連合の起債のうち一般会計が負担する見込みのもの	退職手当負担見込み額	土地開発公社への負担見込み額	第三セクターへの負担見込み額	伊南行政組合への赤字額負担見込み額
4,238,479	141,390	4,679,172	526,977	999,890	0	0	0

充当可能財源		
基金	負債に充当できる収入	起債のうち交付税対象見込み額
2,444,106	96,686	6,294,440

平成30年度	64.7
令和元年度	77.6
令和2年度	

58.9

標準財政規模(税収入・地方交付税・臨時財政対策債)
3,499,326

災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
292,978	238,332